

令和7(2025)年度 償却資産簡易申告のご案内

柏崎市では、本案内文書が封入されていた方（前年度の申告内容で、**免税点未満（償却資産に係る課税標準額の合計が150万円未満）**の方）向けに、償却資産の簡易申告（オンライン申告）サイトを作成しています。

令和7（2025）年1月1日時点の償却資産の保有状況が、以下**1**のどちらかに当てはまる方は、簡易申告が可能ですので、ぜひ御活用ください。

オンライン申告をしていただくことで、**紙面の郵送やeLTAXによる申告等は不要**となります。

1 令和7（2025）年度償却資産簡易申告の対象となる方

「柏崎市に申告すべき資産がない（柏崎市内に償却資産を保有していない）方」
もしくは、
「令和**6(2024)**年度中に新規に取得した資産や除却した資産がない方」

2 簡易申告の方法

以下のQRコードを読み取り、必要項目を入力してください。（裏面の申請方法参照）

※市ホームページにもリンクを掲載しています。

→トップページ「キーワードから探す」→ **償却資産簡易申告** **検索**



3 留意点

- ・ 簡易申告（オンライン申告）が難しい場合や、令和6（2024）年度中に増減した資産がある場合、所在地・納税通知書の送付先及び申告者名等が変わった場合には、従来どおりの紙面の郵送やeLTAX申告等をお願いします。
- ・ **令和6（2024）年度以前の申告内容に誤りがあった場合には、紙面の郵送やeLTAXでの申告等をお願いします。**

